

★働き方改革宣言奨励金と働き方改革助成金

今年度、東京都は都内企業の働き方改革の気運を高めるため、「TOKYO働き方改革宣言企業」制度を創設しました。目的は、経営力の向上、人材の確保・定着、社員のモチベーションアップです。

【TOKYO働き方改革宣言企業とは】

従業員の長時間労働の削減及び年次有給休暇取得促進のため、2～3年後の目標及び取組内容を定め、TOKYO働き方改革宣言企業を全社的に取り組む企業。

●働き方改革宣言奨励金

・働き方改革宣言事業(必須) **30万円**

働き方改革に向けた目標及び取組内容の設定[問題点抽出、原因分析、目標・取組内容設定、社内周知]

・制度整備事業 **最大30万円**

働き方の改善を一つ以上整備 **10万円**

休み方の改善を一つ以上整備 **10万円**

働き方の改善及び休み方の改善をいずれも一つ以上整備し、合計5つ以上整備 **10万円**

働き方の改善	フレックスタイム制度	休み方の改善	業務繁忙に応じた休業日の設定
	短時間正社員制度		年次有給休暇の計画的付与制度
	テレワーク制度		記念日等年次有給休暇制度
	在宅勤務制度		時間単位での年次有給休暇制度
	勤務間インターバル制度		連続休暇制度
	朝方の働き方		リフレッシュ等休暇制度
	週休3日制度		ボランティア休暇制度
		育児・子育て・介護等目的休暇制度	

●働き方改革助成金

①働き方改革宣言奨励金の制度整備事業を実施していること

②TOKYO働き方改革宣言企業の承認決定後3か月以内に、新たに奨励金の制度整備事業で対象とする制度整備を実施していること

③整備した制度に、要件を満たした制度の利用があった場合 **1制度の利用について10万円(最大40万円)**

※事前エントリー受付は月1回あります。

あと3回、9月12日、10月11日、11月10日です。
※東京都中小企業雇用環境整備推進奨励金との併給はできません。

※やっぱり東京はお金がありますね。

★マタハラで懲戒明記

マタハラ(マタニティハラスメント)とは、妊娠や出産を理由に職場で不当な扱いや嫌がらせをすることです。改正男女雇用機会均等法が成立し、来年1月から企業のマタハラ対策が義務化となります。具体的には、企業がとるべき具体策を盛り込んだ指針により運用されます。

【指針に盛り込んだ主なマタハラ対策】

- ・加害者は懲戒処分の対象になることを就業規則に明記
- ・相談や調査への協力を理由に不利益な扱いをしないことを就業規則に明記

- ・相談窓口を設け、人事部門と連携

- ・相談者のプライバシーを保護

- ・被害を確認したら加害者に謝罪させ、被害者の心のケアなどに取り組む

- ・再発防止のため研修の実施

※どんな言葉や態度がマタハラになるかと職場で勉強して欲しいです。

★配偶者手当 公務員給与 課長級は廃止

人事院は、専業主婦などの職員に支給する国家公務員の「配偶者手当」について、来年度から段階的に課長級は廃止、課長以下は徐々に減額を勧告する方針。

配偶者手当は妻の年収が130万円以上になると支給されないため、女性の就労意欲を阻害しているとの指摘があり、廃止も検討されている。

現在配偶者手当は13,000円で課長級での段階的廃止のほか、室長級は3500円にその他の職員は6,500円まで徐々に減額する。子どもへの手当は、現在の6,500円から10,000円まで増額する。



芙蓉(ふよう)